お詫びと訂正

弊社刊行の『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第 2 版』の本文中、以下の箇所に誤りが ございました。お詫びして、訂正させていただきます。 (2022 年 10 月 13 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備	与
40 頁	下から 4	児童館ガイドライン <u>3(7)</u>	児童館ガイドライン <u>第4章8</u>	2022/	1
	行目から	・児童館で放課後児童クラブを実	・児童館で放課後児童クラブを実	0/13 ₹	更
	次頁上か	施する場合には、 <u>放課後児童クラ</u>	施する場合には、 <u>放課後児童健全</u>	新	
	ら3行目	ブガイドライン に基づいて行うよ	育成事業の設備及び運営に関する		
	まで	う努め、児童館の持つ機能を生か	基準(平成 26 年厚生労働省令第		
		し、以下のことに留意すること。	63 号)及び放課後児童クラブ運営		
			指針(平成 27 年雇児発 0331 第		
			34 号厚生労働省雇用均等・児童家		
			庭局長通知) に基づいて行うよう		
			努め、児童館の持つ機能を生かし、		
			次のことに留意すること。		
		ア 児童館に来館する子どもと放	① 児童館に来館する子どもと放		
		課後児童クラブに在籍する子	課後児童クラブに在籍する子		
		どもが交流できるよう遊びや	どもが交流できるよう遊びや		
		活動に配慮すること。	活動に配慮すること。		
			② 多数の子どもが同一の場所で		
			活動することが想定されるた		
			め、児童館及び放課後児童ク		
			<u>ラブのそれぞれの活動が充実</u>		
			<u>するよう、遊びの内容や活動</u>		
			場所等について配慮するこ		
			<u> 논。</u>		
		イ 放課後児童クラブの活動は、	③ 放課後児童クラブの活動は、		
		児童館内に限定することなく近	児童館内に限定することなく		
		隣の環境を活用すること。	近隣の環境を活用すること。		
		・児童館と近隣の放課後児童クラ	<u>削除</u>		
		ブとの関係			
		児童館での活動に、近隣の放課後	・児童館での活動に、近隣の放課		
		児童クラブの子どもが参加できる	後児童クラブの子どもが参加でき		
		ように <u>連携したり、共同</u> で行事を	るように 配慮するとともに、協力		
		行うなど <u>配慮</u> すること。	して行事を行うなど <u>の工夫を</u> する		
			こと。		